

長野県告示第145号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下水内郡栄村大字塚字大入4004の1、4009、4011の1
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第146号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

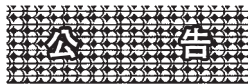
その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県北信建設事務所及び山ノ内町役場に備え置きます。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
洪 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱10号から15号までを順次結んだ線、標柱15号と昭和44年長野県告示第595号で指定した洪急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号を結んだ線、標柱1号と2号を結んだ線及び標柱2号と右に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線に囲まれた区域。	下高井郡山ノ内町	平穏	安代	2303番6	10号
		〃	〃	〃	2303番25地先道路敷	11号
		〃	〃	金倉南	2826番3地先道路敷	12号
		〃	〃	〃	2820番1	13号
		〃	〃	〃	2800番6	14号
		〃	〃	〃	2804番1	15号

砂防課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人共生舎
- 3 代表者の氏名

- 小西和実
- 4 主たる事務所の所在地  
上高井郡小布施町大字都住197番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、幼児、児童、障害者、家族に対して、住み慣れた地域で生きがいのある生活を送れるようコミュニティーケア、生活支援事業を行い、高齢者、地域福祉に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年3月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ユニバーサルコンテンツ長野
- 3 代表者の氏名  
黒崎 嘉美

- 4 主たる事務所の所在地  
長野市早苗町30番地
- 5 定款に記載された目的

本会は、障害者等の自立と社会参加、生活支援をするため、身体障害者を積極的に雇用することにより、障害者雇用、福祉の増進をするとともに、情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年3月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人信州いなか体験塾
- 3 代表者の氏名  
増澤 延男

- 4 主たる事務所の所在地  
上田市大字上田原1073番地4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、都会の大人・子どもを対象に、信州の空き民家を利用、または、ホームステイ方式により野菜・米・魚など有機栽培や、山と親しむ森林整備・植林（マイ・ツリー）・木材を使った工作などの体験、かつ、信州の風土・気候を満喫して癒せる信州とし、改めて健康や環境に対して考え、将来に向けて都会へのPRと観光リピーターとしての使者となって貰うことにより、一人でも多くの人に田舎の素晴らしさを体験してもらいながら、地域社会との交流の促進を図り、地域社会活性化の貢献に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る役務  
長野県庁舎等清掃作業委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県総務部財産活用課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
平成25年3月12日
- 4 落札者の名称及び住所  
(1) 名称 伊那美装株式会社  
(2) 住所 伊那市狐島3836番地1
- 5 落札金額  
23,499,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成25年1月10日

財産活用課

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
長野市	地籍簿及び地籍図	平成21年から平成22年まで	長野市鬼無里の一部	平成25年3月21日
上田市	地籍簿及び地籍図	平成22年から平成23年まで	上田市真田町長の一部	平成25年3月21日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成21年から平成24年まで	伊那市上牧、中央の各一部	平成25年3月21日
千曲市	地籍簿及び地籍図	平成21年から平成22年まで	大字内川、上徳間の各一部	平成25年3月21日

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成25年3月24日に開催を予定していた佐久都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成25年3月24日に開催を予定していた小諸都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

諏訪平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年3月21日

長野県諏訪地方事務所長 池田 秀政

理事

新任

氏名	住所
飯田 利夫	諏訪市大字豊田175番地 1
飯田 辰治	諏訪市大字豊田772番地
山田 賢治	諏訪市大字豊田690番地 4
牛山 明	諏訪市大字豊田1602番地 1
北澤 康久	諏訪市大字豊田3277番地
藤森 一彦	諏訪市大字豊田2123番地
中村 雅一	諏訪市大字湖南968番地 3
増澤 正博	諏訪市大字湖南3262番地
藤森 傳	諏訪市大字湖南3078番地
池田 正幸	諏訪市大字湖南4640番地
藤森 茂	諏訪市大字湖南4405番地 1
上原 幸人	諏訪市大字湖南5952番地

重任

氏名	住所
飯田 政信	諏訪市大字豊田1408番地
小泉 辰也	諏訪市大字豊田3428番地
藤森 昭彦	諏訪市大字湖南610番地

退任

氏名	住所
関 一重	諏訪市大字湖南6271番地
笠原 康宏	諏訪市大字豊田4415番地
有賀 久光	諏訪市大字豊田1593番地
原 正彦	諏訪市大字湖南4805番地
山田 三千男	諏訪市大字豊田610番地 1
山田 賢且	諏訪市大字豊田269番地
笠原 俊男	諏訪市大字豊田1063番地
松澤 武彦	諏訪市大字豊田2127番地 1
田中 基一	諏訪市大字湖南1375番地
白鳥 寛	諏訪市大字湖南1508番地 1
松見 奉彦	諏訪市大字湖南3122番地 3

藤森 正敏 諏訪市大字湖南6389番地

監事

新任

氏名	住所
山田 正一	諏訪市大字豊田75番地 2
牛山 雅嗣	諏訪市大字豊田1024番地 2
金子 博光	諏訪市大字湖南6091番地

退任

氏名	住所
熊沢 万夫	諏訪市大字湖南4503番地
山田 哲郎	諏訪市大字豊田1060番地
林 正勝	諏訪市大字豊田1261番地

農地整備課

公告

平成25年度長野県警察官採用試験（A）（平成25年10月採用）及び長野県警察官採用試験（A）（平成26年4月採用第1回）を次のとおり行います。

平成25年3月21日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

- 試験の対象となる職  
長野県巡査の職
- 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験（A） （平成25年10月採用）	男性	25人程度	警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。
	女性	10人程度	
長野県警察官採用試験（A） （平成26年4月採用第1回）	男性	60人程度	
	女性	15人程度	

3 受験資格

(1) 年齢等

試験の名称	年齢等
長野県警察官採用試験（A） （平成25年10月採用）	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成25年9月30日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）
長野県警察官採用試験（A） （平成26年4月採用第1回）	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) この試験を受験できない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

## ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験

- (注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。
- 2 教養試験は、出題数50題です。
- 3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

## イ 配点及び基準

試験の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。この基準を満たす者の中から得点の高い順に合格者を決定します。

試験の方法	配点	基準(合格判定の必要最低基準)
教養試験	400点	正答率3割6分(144点)。ただし、平均正答率が3割6分に満たない試験区分にあっては、当該試験区分の平均正答率

## ウ 日時及び場所

## (7) 日時

平成25年5月12日(日) 午前9時

## (4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。なお、試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	長野県庁(長野市大字南長野字幅下692-2) 北信運転免許センター (長野市川中島町原704-2) 長野県社会福祉総合センター (長野市若里7-1-7) 長野県警察学校(長野市松代町西条3929)
松本市	松本勤労者福祉センター (松本市中央4-7-26) 信州大学全学教育機構 (松本市旭3-1-1)

## エ 第1次試験合格者の発表

平成25年5月下旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>

## (2) 第2次試験

## ア 方法

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	集団討論及び個別面接による試験
適性検査	警察官として職務遂行上必要な適性についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

## イ 配点及び基準

各試験・検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、不合格となります。

試験	配点	基準(合格判定の必要最低基準)
論文試験	150点	60点
口述試験	750点	3人の試験員のうち、2人以上の評定が7段階評定で上位4段階以上であり、かつ、下位2段階以下の評定がないこと。
適性検査		
体力検査	100点	44点。ただし、20mシャトルランを含めて4種目以上を受検し、20mシャトルランが8点以上であり、かつ、8点に達しない種目が2種目以上ないこと。
合計	1,000点	

## ウ 日時及び場所

平成25年6月中旬から下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

## (3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査を行います。

身体的条件
両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚は職務遂行上の支障がないこと。
関節等に職務遂行上の支障がないこと。

## (4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

## 5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合は、第1次試験の得点の高い順に決定します。

最終合格者については、平成25年7月上旬に、本人に通知するほか、受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>

## 6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する



採用候補者名簿に登録し、任命権者(長野県警察本部長)からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、長野県警察官採用試験(A)(平成25年10月採用)については原則として平成25年10月1日、長野県警察官採用試験(A)(平成26年4月採用第1回)については原則として平成26年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は、警察職給料表が適用され、現行の初任給の月額(給料月額に地域手当を加えた額)は、約207,500円です。

給与改定等がある場合は、この額と異なる額となります。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

8 受験手続

持参、郵送等又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 持参又は郵送等による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ(<http://www.police.pref.nagano.jp/>)からダウンロードすることもできます。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角形2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課(〒380-8510:長野県警察本部専用郵便番号 所在地:長野市大宇南長野字幅下692の2)まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は長野県内の警察署へ提出してください。

(4) 受験票の所定欄に50円切手を必ず貼り(インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り)、宛先を明記してください。

(9) 郵送等による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間

受付期間は、平成25年3月21日(木)から4月17日(水)までとし、郵送等による申込みの場合は、消印等により4月17日(水)までに差し出したことが分かるものに限り受け付けます。

ただし、日本国外からの郵送によるものは、4月17日(水)までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、5月7日(火)までに受験票が到着しない場合は、

警察本部警務課警察職員採用センター(026-233-0110 内線 2631~2634)へ連絡してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ(<http://www.police.pref.nagano.jp/>)に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷(A4判)のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(4) 手続の概要

a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。

b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。

c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

イ 受付期間等

受付期間は、平成25年3月21日(木)0時から4月15日(月)24時までです。持参又は郵送等による場合より早く締め切ります。また、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止することがあるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

5月上旬に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、5月7日(火)までに電子メールが到達しないときは、警察本部警務課警察職員採用センター(026-233-0110 内線 2631~2634)へ連絡してください。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

	口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる人
第1次試験	第1次試験(教養試験)の点数及びその順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課警察職員採用センター（電話：026-233-0111 内線 2631～2634）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線 4233）に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

教養試験の出題分野

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局